

## 特別研修会「個別的人権課題」 指導力アップ講座「ハンセン病」

### ○ 概要

人権教育学習教材集「あおぞら」の「共に生きるということ」のスライドや資料を使って、ハンセン病の歴史や関連法規等に表れた考え方の正しい理解と当事者等への理解を深める研修を行いました。このことを通して、ハンセン病を人権課題として捉え、ハンセン病を通してすべての人が共に生きる社会の在り方について考えていきました。

### ○ 具体的な内容

#### ① 医学から見るハンセン病

ハンセン病は「らい菌」による感染症であるが、その感染力は非常に弱く、感染しても発病する人はほとんどいないことや、特效薬があって完全に治ること。

#### ② 歴史から学ぶハンセン病

ハンセン病にかかった人々は、長い間、法律によって強制的に療養所に入れられた生活を強いられたことや、1996年に、それまでの法律は廃止され、2001年には、国が政策のまちがいを認め元患者の人権を回復するために努力することを約束したこと。

#### ③ 療養所の中の様々な人権侵害

療養所の中で元患者が人間としての尊厳を奪われ、苦しい生活を強いられていたこと。

#### ④ これからの課題

周りの偏見や差別によってハンセン病元患者が“ふるさと”に帰れないことや、宿泊拒否事件で受けた誹謗中傷の葉書やメールのこと。

### ○ 参加者の声

- ハンセン病について、医学的側面、歴史的側面から、簡潔にまとめられて、とても分かりやすかった。まず、自分自身、そして、生徒が正しい認識をもつことが大切だと分かった。
- ハンセン病に悩む方がこの先いなくなったとしても、この差別の歴史は絶対に伝え続けなければならないと思った。私たちが持っている差別の心と向かい合い、それをなくすために、人権教育に力を入れたい。
- 私自身もハンセン病について、人に教えるまでは、知識不足だった。今日は、いろいろな資料や法律などを見て、改めて知ったことが多くあった。また、なぜかなと疑問に感じることができた。深く学習し、正しいことを子どもに伝えていく。研修(校内)の中でも、この資料を使って取り組んでいきたい。若い先生方といっしょに学習していく。

## 「子どもの庭」 に遊びに行く

校長・人権教育担当者等合同研修会で神戸親和女子大学の新保真紀子教授は児童生徒との関わり方で次のような話をされました。

大学で先生が指導された学生が新任教師として現場で教壇に立ち半年が過ぎたとき、様子を尋ねられたそうです。

新任の先生は「なかなか寄り添うことが難しかった児童がいたのですが、放課後教室で2人になったとき、黒板の方を向いたまま、『昨日ホタルを見に行ってきた。』と教えてくれたことが嬉しかったです。」と答えられたそうです。「その時なんて言って返したの？」と聞くと、「どこで？よかったね。」と返されたそうです。その時新保先生は「『子どもの庭』に遊びに行ったらよかったの」という表現で、児童生徒が発した言葉を捉えてさらに深く関わっていけるように「先生も見なかったなあ。連れて行ってよ！明日はダメかな？」という話をしてもっと児童に深く関わることを勧められたそうです。

「深く関わる」ということは大人の視点を取り除いて、まず「子どもたちが作り出している世界に飛び込んでみる」ことが重要です。そのことから子どもたちは自尊感情を高めたり、共感的理解力を養ったりすることにつながります。児童生徒に「関わろう」と思うと肩に力が入ってしまうこともあります。そんなとき「子どもの庭に遊びに行く」というフレーズで、笑顔になった自分が児童生徒の話じっくり聴いている姿が思い浮かびませんか。



# ！ あいのて 10号 note... 平成27年9月2日

※「note」＝「気づく」。このリーフレットで様々な気づきがあることを願って新しいロゴタイプにしました。



発行 京築教育事務所人権・同和教育室

## はじめに



夏季休業が終わり、静かだった学校に、元気な子どもたちの声もどってきたことと思います。これからは少しずつ暑さも和らぎ一歩ずつ実りの秋に近づきます。人権教育においても大きな実りを期待するところです。

さて、本年度の「あいのて」では、2つの新しいシリーズを企画します。1つは、「人権教育に関する法令等の豆知識」です。第一弾として本号では、今年でちょうど半世紀を迎える「同和对策審議会の答申」を取り上げます。(本内容については現在春日市にあるクローバープラザにて特別展が催されています。詳しくは、福岡県人権啓発情報センターのHPを是非ご覧下さい。)

あと1つは、「教科等における個別的人権課題の指導について」です。小学校低学年、中学年、高学年、中学校での指導のポイントについて掲載します。本号は、6年生の社会科での学習展開例を紹介します。各学年の児童生徒の実態に即してご活用下さい。

# 人権教育の「ツボ」

## 同和対策審議会答申から50年

### 「国の責務」と「国民的課題」

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。」  
 「その早急な解決こそ**国の責務**であり、同時に**国民的課題**である。」（同和対策審議会答申 前文より）

このように1965年に出された答申は「**同和対策は、国の責任において当然行うべきもので、部落差別がある限り積極的に推進されなければならない。**」としています。

さらに答申では、「**同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として、計画的に実施されなければならない。**」としています。

### 差別を再生する悪循環



#### 【心理的差別】

人々の心の中に潜む差別意識で、言葉や文字や行為によって現れるもの。例えば、封建的身分の呼称を使って侮蔑する差別や、偏見などによって、交際や結婚、就職を拒むといった行動に表れる差別。

#### 【実態的差別】

劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な就業など、人々の生活の上に現れている差別。

差別といえば一般的に「意識の問題」で考えられることが多いのですが、「差別の結果」ともいべき同和地区の人々の生活に現れている厳しい実態をも差別ととらえた点に、「答申」の積極的な姿勢を認めることができます。



「出典：(公財)福岡県人権啓発センター第39回特別展」

# 第6学年 社会科 近代国家に向けて 「社会に参加する権利を求めて」

「教科等における個別的な人権課題の指導について」

## 教科のねらい

【本時のねらい】  
 産業の発展や暮らしの向上を背景に、女性の地位向上を目指す運動や全国水平社の運動など差別撤廃を求める運動、普通選挙など民主主義を求める運動が起こり、国民が社会に参加する権利を求めるようになったことを捉えることができます。

## 人権教育を通して 育てたい資質・能力

【価值的・態度的側面】  
 多様性に対する開かれた心と肯定的評価

自分の学級や学校生活との関連付け

【本時では】  
 女性の地位向上、全国水平社運動、普通選挙など民主主義への要求運動が社会に与えた影響や当事者の願いを多面的にとらえ、社会の一員としての役割を果たそうとする意欲や態度を育てます。

## 「協力」「参加」「体験」 の位置づけ

協力[グループ]  
 テーマについて話し合います。

参加 資料をもとに自分の考えをつくり、学習に臨みます。

体験[追体験]  
 自分の学級生活と関連付けます。

## 導入

1 産業が発展し、人々の暮らしが向上し日本人が世界で認められるようになってきました。しかし、「平塚らいてう」と「山田孝野次郎」さんが、「 」といっています。二人はどんな社会をめざしているのでしょうか。  
※「 」には、教科書に載っている2人の言葉が入ります。

めあて：二人の目指す社会について考えよう。

## 展開

### 正しく理解する

- 平塚らいてうの言葉と山田孝野次郎の言葉からこの時代はどんな社会なのでしょう。
- この運動の成果として、国民にどんな考え方が広がっていったのでしょうか。どんな願いが込められているのでしょうか。グループで話し合ってみましょう。

## 終末

### 当事者の思いや 願いに共感する

まとめ  
 ○ 差別がない社会、だれもが大切にされる社会にしたい。  
 ○ 自分たちの力でよりよい国にしたい。社会参加したい。  
 【民主主義の考え】

4 「だれもが自分の役割をはたしているか」この時代の人々と自分、学級、社会と比べてみましょう。

## 自分事として捉える

能動的な学習が自分事にする第一歩です！



教科のねらいと人権教育で育てたい力を明確に！

※この資料では自らの課題という意味で「自分事」という表現を使っています。